

現在事項全部証明書

札幌市中央区北一条西十丁目1番6
一般社団法人北海道成年後見支援センター

| | | |
|----------|---|---|
| 会社法人等番号 | 4300-05-005433 | |
| 名称 | 一般社団法人北海道成年後見支援センター | |
| 主たる事務所 | <u>札幌市中央区北一条西十丁目1番4</u> | |
| | 札幌市中央区北一条西十丁目1番6 | 平成22年 8月30日移転 ----- 平成22年10月25日登記 |
| 法人の公告方法 | 当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に 掲示する方法により行う。 | 平成29年 6月 2日変更 ----- 平成29年 8月10日登記 |
| | | 平成29年 8月10日登記 |
| 法人成立の年月日 | 平成21年7月27日 | |
| 目的等 | <p>目的 当法人は、成年被後見人等の福祉の増進に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 成年後見人等の引受に関する事業 2 前号の事務に関わる、定期訪問等による見守り業務及び個人財産の管理業務並びに生活上の各種契約・管理・公的手続きに関する事業 3 成年後見人等候補者名簿の作成に関する事業 4 成年後見人等による業務遂行中の事故を担保するための損害賠償責任保険への加入に関する事業 5 成年後見制度の広報及び調査、研究に関する事業 6 成年後見制度に関する相談事業 7 地方公共団体、地域福祉団体等への協力支援に関する事業 8 成年後見制度に関する会報及び出版物発行事業 9 成年後見制度の普及及び促進に関する事業 10 成年後見人等の支援及び養成に関する事業 11 前各号に掲げるものの他、当法人の目的を達成するために必要な事業 | |
| 役員に関する事項 | 北海道日高郡新ひだか町静内木場町二丁目3番26号 代表理事 菊地 淳史 | 令和 1年 6月11日重任 ----- 令和 1年 7月19日登記 |
| | 理事 菊地 淳史 | 令和 1年 6月11日重任 ----- 令和 1年 7月19日登記 |
| | 理事 酒勾 桂子 | 令和 1年 6月11日重任 ----- 令和 1年 7月19日登記 |
| | | 令和 1年 7月19日登記 |

| | | | |
|-----------------------|--|--------------|-------------|
| | 理事 | 森越博嗣 | 令和1年6月11日重任 |
| | | | 令和1年7月19日登記 |
| | 理事 | 横内寿治 | 令和1年6月11日重任 |
| | | | 令和1年7月19日登記 |
| | 理事 | 進藤洋次 | 令和1年6月11日重任 |
| | | | 令和1年7月19日登記 |
| | 理事 | 羽賀亮介 | 令和1年6月11日重任 |
| | | | 令和1年7月19日登記 |
| | 理事 | 伊勢田正義 | 令和1年6月11日重任 |
| | | | 令和1年7月19日登記 |
| | 理事 | 沢田千鶴子 | 令和1年6月11日重任 |
| | | | 令和1年7月19日登記 |
| | 理事 | 越智敦子 | 令和1年6月11日重任 |
| | | | 令和1年7月19日登記 |
| 理事 | 南方宏幸 | 令和1年6月11日重任 | |
| | | 令和1年7月19日登記 | |
| 理事 | 鈴木政昭 | 令和1年6月11日就任 | |
| | | 令和1年7月19日登記 | |
| 理事 | 森武一雄 | 令和1年6月11日就任 | |
| | | 令和1年7月19日登記 | |
| 理事 | 荒谷智 | 令和1年6月11日就任 | |
| | | 令和1年7月19日登記 | |
| 監事 | 寺山征一 | 平成29年6月2日重任 | |
| | | 平成29年8月10日登記 | |
| 役員等の法人に対する責任の免除に関する規定 | 当法人は、役員の一一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 | | |

| | |
|----------------------------|--|
| | 平成22年 6月25日変更 平成22年 8月17日登記 |
| 非業務執行理事等の法人に対する責任の限度に関する規定 | 当法人は、外部役員との間で、一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。 平成22年 6月25日変更 平成22年 8月17日登記 |
| 理事会設置法人に関する事項 | 理事会設置法人 |
| 監事設置法人に関する事項 | 監事設置法人 |

これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明した書面である。

(札幌法務局管轄)

令和 元年 8月 1日

札幌法務局西出張所

登記官

戸 来 正 夫

